

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件（案）の概要について

平成30年8月
こども未来部 保育課

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成31年4月から幼稚園型・保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定等の事務が県から権限移譲されます。

認定の要件について、国が定める要件を踏まえ、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条1項及び第3項の規定に基づき、自治体ごとに条例で定めることとなります。

川越市では、県からの権限移譲に向け「(仮称)川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」を国の基準を参酌して制定しようとするものです。

2 内容

要件を定めるにあたっては、主務大臣が定める基準を参酌して定めることとされています。

保育所等、保育の別類型の市の基準との関係などから、市独自要件の策定が必要であるかを検討いたしました。

検討の結果、別紙の「幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件（案）」のとおり国基準どおりとする項目と国基準と異なる内容とする項目を整理しました。

3 施行期日

平成31年4月1日

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件(案)

※国基準はすべて参酌すべき基準

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
職員配置	<p>(第二の一)</p> <p>◎ 1人の認定こども園の長を置き一体的な管理運営を行うこと。</p> <p>◎ 教育・保育に従事する者は、次のとおりとする。ただし、当該職員の数は常時2人を下回ってはいけない。</p> <p>満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人</p> <p>満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人</p> <p>満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人</p> <p>満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人</p>	<p>(第三条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>
学級の編制	<p>(第二の二)</p> <p>◎ 満3歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児(幼稚園と同様に1日4時間程度利用するもの。以下同じ。)及び教育及び保育時間相当利用児(保育所と同様に1日8時間程度利用するもの。以下同じ。)に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)を設け、共通利用時間については学級を編成し、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。</p> <p>◎ 1学級の園児数 原則35人以下</p>	<p>(第四条)</p> <p>◎ 共通利用時間、学級担任については国基準どおり</p> <p>◎ 1学級の幼児数は、満3歳の学級は20人以下、満4歳以上の学級は35人以下を原則とする。</p> <p>ただし、満3歳の学級について、保育教諭を2人以上置く場合は、1学級の幼児数を35人以下とすることができる。</p>	<p>◎ 県基準と同様</p> <p>幼保連携型認定こども園の市基準と同様に、県基準と同様の基準を設けることで、市内で施設類型の違いにより保育の質に差が生じないようにすることができる。</p>
職員資格	<p>(第三)</p> <p>◎ 満3歳に満たない子どもの保育に従事する職員は、保育士資格を有する者でなければならない。</p> <p>◎ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、併有しない場合においては、そのいずれかの資格を有する者であること。</p>	<p>(第五条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
	<p>◎ 学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定においては、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。</p> <p>◎ 満3歳以上の教育及び保育相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。</p> <p>◎ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。</p>		
施設設備	<p>(第四の一、三、九)</p> <p>◎ 幼稚園型認定こども園における、幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその付属設備(以下「建物等」という。)が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合においては次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1)子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(2)子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>	<p>(第六条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
	<p>◎ 保育室又は遊戯室、屋外遊技場及び調理室を設けなければならない。</p> <p>◎ 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。</p>		
園舎及び園庭	<p>(第四の二、五、六)</p> <p>◎ 園舎の面積は学級数に応じ次の面積を合算した面積以上とする。(満3歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)</p> <p>ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室の面積がこの基準を満たす場合は、次に定める基準を満たすことを要しない。</p> <p>1学級 180㎡</p> <p>2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$㎡</p> <p>◎ 屋外遊技場の面積は、次の基準を満たすこと。(既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、次のいずれかの基準を満たすこと。)ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合は(1)の基準を、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は(2)の基準を満たすときは(1)及び(2)の基準を満たすことを要しない。</p> <p>(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上</p> <p>(2) 次に掲げるア及びイの面積を合算した面積</p> <p>ア 次に定める面積</p> <p>2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$㎡</p> <p>3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$㎡</p> <p>イ 満2歳以上満3歳未満の園児数 $\times 3.3$㎡</p>	<p>(第六条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
	<p>◎ 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊技場を次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。</p> <p>(1)子どもが安全に利用できる場所であること。</p> <p>(2)利用時間を日常的に確保できる場所であること。</p> <p>(3)子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>(4)上記に定める屋外遊技場の面積基準を満たす場所であること。</p>		
保育室等の面積等	<p>(第四の四、九)</p> <p>◎ 乳児室 ほふくしない満2歳未満の園児数×1.65㎡</p> <p>◎ ほふく室 ほふくする満2歳未満の園児数×3.3㎡</p> <p>◎ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児数×1.98㎡</p> <p>◎ 満3歳以上の保育室又は遊戯室の面積について、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、園舎の面積が基準を満たす場合にはこの限りではない。</p>	<p>(第六条)</p> <p>◎乳児室又はほふく室 満2歳未満の園児数×3.3㎡</p> <p>◎保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児数×1.98㎡</p> <p>◎満3歳以上の保育室又は遊戯室の面積について、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、園舎の面積が基準を満たす場合にはこの限りではない。</p>	<p>◎0歳児 保育所型:1人につき5㎡(市長が適当と認めるときは3.3㎡) 幼稚園型:1人につき3.3㎡ 地方裁量型:1人につき3.3㎡</p> <p>◎1歳児 1人につき3.3㎡</p> <p>◎満2歳以上の保育室又は遊戯室 国基準どおり</p> <p>保育所が幼稚園機能を付加して行う保育所型については川越市の保育所基準と同様の基準を設けることで、類型が変更になったことにより、保育の質に差が生じないようにすることができる。</p>

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
食事の提供	<p>(第四の七)</p> <p>◎ 原則、園内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>◎ 満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の(1)から(5)に掲げる要件を満たす場合には外部搬入が可能。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 食事提供の責任が園にあり、管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たしうような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。</p> <p>(3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	<p>(第六条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>
調理室の特例	<p>(第四の八)</p> <p>◎ 幼稚園型認定こども園について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合には調理室を備えないことができる。</p>	<p>(第六条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
教育及び保育の内容	<p>(第五)</p> <p>◎ 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものであること等。</p>	<p>(第七条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>
保育者の資質の向上等	<p>(第六)</p> <p>◎ 教育及び保育の質の確保及び向上並びに子育て支援事業の充実を図るために必要なものについて、保育に従事する者(園の長を含む。)の資質向上等を図らなければならない等。</p>	<p>(第八条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>
子育て支援	<p>(第七)</p> <p>◎ 地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要なものについて実施されなければならない等。</p>	<p>(第九条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>
管理運営等	<p>(第八の二、六)</p> <p>◎ 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>◎ 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて定めなければならない。</p> <p>◎ 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行う体制を確保し、評価結果の公表並びに評価結果を通じた教育及び保育の質の向上に資する措置を行うこと。</p>	<p>(第十条)</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>

項目	国基準	埼玉県基準	川越市の考え方
職員資格に関する特例	<p>(附則第三～五項)</p> <p>◎ 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、当分の間、認定こども園に置くものとされる職員1人に限り、中核市にあつては、当該中核市の「市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」を置くことができる。</p> <p>◎ 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 満3歳未満の園児の保育に従事する者及び満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないが、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>◎ 満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭又は保育士資格を有する者について、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>◎ 保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における幼稚園の教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、「市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」をもって代えることができる。</p>	◎職員資格に関する各特例措置なし	<p>◎県基準と同様</p> <p>幼保連携型認定こども園の市基準と同様に、県基準と同様の基準とすることで、市内で施設類型の違いにより保育の質に差が生じないようにすることができる。</p>